

萩市行財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 萩市基本ビジョンに掲げる「暮らしの豊かさを実感できるまち」の実現に向けて、本市の行財政改革を全庁的に推進するため、萩市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 萩市行財政改革推進基本方針（以下「基本方針」という。）の推進に関すること。
- (2) 基本方針に基づく萩市行財政改革実施計画（以下「実施計画」という。）の進捗管理に関すること。
- (3) 実施計画の効果検証分析に関すること。
- (4) その他行財政改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長とし、副本部長は副市長とする。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者とする。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部の会議には、必要に応じて本部員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は副市長とし、副幹事長は総合政策部長とする。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者とする。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 幹事会の会議は、本部に付議すべき事案の調整及び本部長の命を受けた案件の処理を行う。
- 3 幹事会の会議には、必要に応じて幹事以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第8条 幹事会に、行財政改革に係る特定の事項について、調査及び検討を行うためのプロジェクトチーム等の部会を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織し、幹事長が指名する者を部会長及び部会員とすることができる。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 部会の会議は、幹事長の命を受けた案件の処理を行う。

3 部会長は、部会における調査検討の結果を幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 本部等の庶務は、総合政策部企画政策課行財政改革推進室において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部等の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月15日から施行する。

2 萩市行財政改革推進プロジェクトチーム設置要綱（平成30年7月6日制定）は、廃止する。

別表1（第3条関係）

市長、副市長、総務部長、総合政策部長、財務部長、地域政策部長、市民生活部長、福祉部長、保健部長、市民病院事務部長、産業戦略部長、農林水産部長、商工政策部長、観光政策部長、土木建築部長、上下水道局長、会計管理者、教育委員会事務局長、消防本部消防長

別表2（第6条関係）

副市長、総務部長、総合政策部長、財務部長、産業戦略部長、観光政策部長、教育委員会事務局長、総務課長、人事課長、情報政策課長、財政課長、財産管理課長